

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
2024年 5 月 13 日	
高知県知事	殿
	提出者 住 所 高知県吾川郡いの町内野北町1番地 氏 名 日本製紙パピリア株式会社高知工場 理事工場長 皆見 健二 電話番号 088-892-1122 (代)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	日本製紙パピリア株式会社 高知工場
事業場の所在地	高知県吾川郡いの町内野北町1番地
計画期間	2024年4月～2025年3月末
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	パルプ・紙製造業
②事業の規模	生産量 7,596 t/年 (2023年度実績)
③従業員数	136人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	① 抄造設備→ 排水処理設備 → 「汚泥(製紙スラッジ)」 →主に再生利用業者にて原料として再生化。 ②工場全般→ 「廃プラスチック、紙くず、木くず、廃アルカリ」 →大部分を再生利用業者にて固形燃料等へ再生化。 ③紙くず→ 小型焼却炉 → 「燃えがら」 →再生利用業者にて再生化 ※小型焼却炉は3月31日を以って停止。特定施設使用廃止届出書を提出済み。

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項					
(管理体制図) ①統括責任者 ②環境システム管理責任者 ③産業廃棄物処理責任者 ①統括責任者 産業廃棄物処理方針の決定・産業廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認 ②環境システム管理責任者 産業廃棄物の適正処理の管理運営 ③産業廃棄物処理責任者 産業廃棄物処理計画の作成・産業廃棄物の保管状況の確認、整備 産業廃棄物処理施設の運転及び管理状態の把握 産業廃棄物運搬及び処理業者、再生利用業者に関する調査 マニフェスト伝票の交付、管理、保管、監督官庁への届出・社員に対する教育					
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項					
① 現状	【前年度（2023年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラ・廃ガラス	廃蛍光灯・廃乾電池	木屑
	排 出 量	573.53t	13.98 t	0.09t	9.8t
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	紙くず	燃え殻	――
	排 出 量	133.77t	318.79t	0.53t	――
	(これまでに実施した取組み) ① 紙くずの一部を有価物化し産業廃棄物の委託量を削減。				
② 計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラ・廃ガラス	廃蛍光灯・廃乾電池	木屑
	排 出 量	573.53t	13.98t	0.09t	9.8t
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ	紙くず	燃え殻	――
	排 出 量	133.77t	318.79t	0.53 t	――
	(今後実施する予定の取組み) 紙屑の有効利用の拡大。				
産業廃棄物の分別に関する事項					
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 各産業廃棄物別に、所定の廃棄物置場を設置し、分別管理を実施中。				
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記のとおり、産業廃棄物置場の適正管理を継続し、分別区分の徹底化を図っていく。				

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（2023年度）実績】								
産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラ 廃ガラス	廃蛍光灯	木屑	廃 アルカリ	紙屑	燃え殻	
全処理委託量	573.5 t	13.98 t	0.09 t	9.8 t	133.7 t	318.8 t	0.53 t	
優良認定処理業者への 処理委託量		13.98 t	0.09 t			318.8 t		
再生利用業者への 処理委託量	573.5 t	11.85 t	0.09 t	9.8 t	133.7 t	318.8 t	0.53 t	
認定熱回収業者への 処理委託量								
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量								

（これまでに実施した取組）

① 紙くずの一部を有価物化し産業廃棄物委託量の削減を継続。

② 計 画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラ 廃ガラス	廃蛍光灯	木屑	廃 アルカリ	紙屑	燃え殻	
	全 処 理 委 託 量	573.5t	13.98t	0.09t	9.8t	133.7t	318.8 t	0t	
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量		13.98t	0.09t			318.8 t		
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	573.5t	13.98 t	0.09t	9.8t	133.7t	318.8 t		
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量								
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量								
(今後実施する予定の取組)									
紙屑の有効利用の拡大。 2023年3月31日を以って焼却炉停止→特定施設使用廃止届出書、提出済み。 今後、燃え殻の処分は無し。									
※事務 処理欄									

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。